

学生の皆さんへ

南山大学学生課

日本学生支援機構からのお知らせ

このたび令和4年12月17日からの大雪による災害にかかる災害救助法適用地域及び適用日が下記の通り定められました。つきましては当該の災害により、家計が急変し奨学金を希望する学生を対象に、給付奨学金の家計急変採用、及び貸与奨学金の緊急・応急採用の申請を受け付けています。詳しくは学生課までご相談ください。今後、適用地域が追加される場合は追って連絡します。

記

1. 適用地域および適用日

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
【新潟県】長岡市、柏崎市、小千谷市、魚沼市	12月19日 12月20日

※ 適用地域の詳細については、本機構ホームページ（1年以内の災害救助法適用地域）をご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>



※ 上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。

2. 奨学金の種類（※詳細は学生課へお問い合わせください）

- ・ 給付奨学金（給付奨学金および授業料減免）家計急変採用
- ・ 貸与奨学金（第一種奨学金：無利子）緊急採用
- ・ 貸与奨学金（第二種奨学金：有利子）応急採用

3. JASSO 災害支援金

学生またはその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方、また自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた方につきまして「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けます。詳細は日本学生支援機構 Web ページでご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

以上

■お問い合わせ先■

南山大学 学生課奨学金係（平日 9:00 - 17:00）

[事務休業：12月29日（木）～1月5日（木）]

E-mail：scholarships-s@nanzan-u.ac.jp

Phone：052-832-3118